

## 休憩時間（昼休み）の分散設定について

### 《現状及び課題》

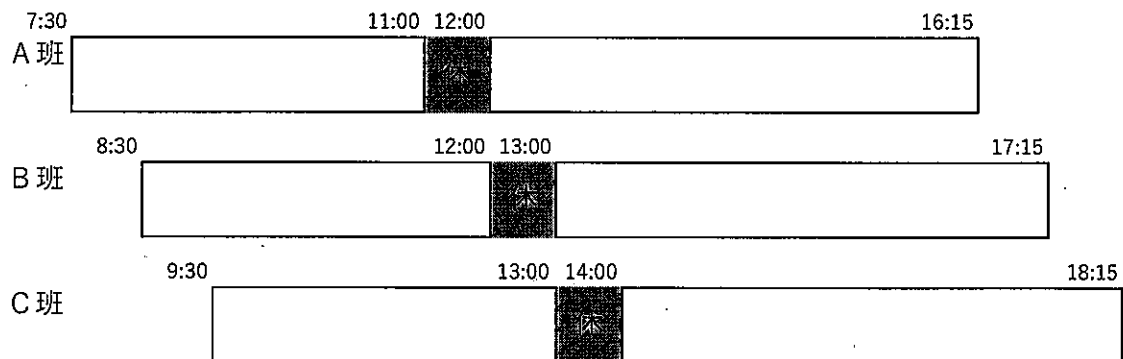
- ◆ 新型コロナウイルス感染症及び今後新たに発生する恐れのある感染症の発生に際し、職員間の感染拡大を防止することにより、業務の安定及び継続を図る必要がある。
- ◆ 一方、職員の休憩時間は規程により12:00～13:00であるが、職員が一齐にこの時間帯に昼食や私用により移動するため、新型コロナウイルス感染症の拡大を避けるための「3密」の回避が困難である。
- ◆ 職員間の感染拡大を防止するため、早出遅出勤務の実施や、休憩時間の柔軟的取得により、職員の通勤や昼食の際の密集を避ける必要がある。

### 《対応策》

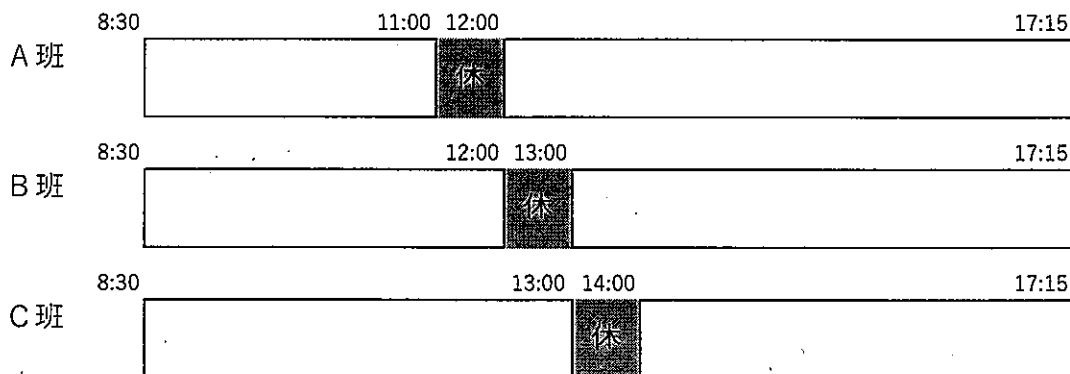
#### ■ 規程等改正後の勤務のイメージ

※規程等（人事委員会規則運用通知、職員の勤務時間に関する規程、取扱通知）

#### ➤ 感染症防止のための早出遅出勤務による分散勤務の例



#### ➤ 感染症防止のための休憩時間の分散取得の例



#### ※改正の考え方

多数の職員が一齐に移動する接触リスクがあることを「当該公署の特殊の必要」ととらえ、休憩時間一齐付与の原則の適用外に置くこととする